

区分	法改正・報告・調査・その他（ ）																		
テーマ	雇用保険法の改正																		
時期	施行日：2009.3.31	備考	労働法																
<p>■ 基本手当の受給資格の改正</p> <p>有期労働契約の労働者本人が契約更新を希望したにもかかわらずそれが更新されず、契約期間満了を理由に離職した場合（以下「特定理由離職者」）、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あれば、基本手当の受給資格が得られる。</p> <p>■ 基本手当の支給に関する暫定措置</p> <p>平成24年3月31日までの間に離職した特定理由離職者については、その者を特定受給資格者とみなして基本手当（所定給付日数など）を支給する。</p> <p>■ 給付日数の延長に関する暫定措置</p> <p>平成24年3月31日までの間に離職日又は所定給付日数分の基本手当の支給を受け終わる日がある特定理由離職者及び特定受給資格者のうち一定の者については、所定給付日数を60日（又は30日）延長する。</p> <p>■ 就業促進手当に関する暫定措置</p> <p>平成24年3月31日までの間に安定した職業に就いた場合の再就職手当については、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であればよいとする（「45日以上」という要件の撤廃）。</p> <p>■ 再就職手当の額</p> <p>基本手当日額×支給残日数×10分の4（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上あるものについては10分の5）とする。</p> <p>■ 常用就職支度手当の額</p> <p>平成24年3月31日までの間に安定した職業に就いた場合のについて、給付率の引上げをする。</p> <p>■ 雇用保険率の暫定的な引下げ（徐く2事業）</p> <p>平成21年度の雇用保険率を、以下の通り引き下げる。（いずれも‰）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業主負担</th> <th>労働者負担</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般事業</td> <td>4.0</td> <td>7.0</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>農林水産等</td> <td>5.0</td> <td>8.0</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>建設事業</td> <td>5.0</td> <td>9.0</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>* なお、2事業の保険料率は据え置き</p>					事業主負担	労働者負担	合計	一般事業	4.0	7.0	11.0	農林水産等	5.0	8.0	13.0	建設事業	5.0	9.0	14.0
	事業主負担	労働者負担	合計																
一般事業	4.0	7.0	11.0																
農林水産等	5.0	8.0	13.0																
建設事業	5.0	9.0	14.0																
以上																			